

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇話会開催要綱

令和 6 年 6 月 1 0 日制定

1 目 的

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項に規定する市町村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針に関する事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する 7 人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) カウンセラー
- (4) 女性自立支援施設の職員及び母子生活支援施設の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、市長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

ア 堺市情報公開条例（平成 1 4 年条例第 3 7 号）第 7 条各号に掲げる情報について意見を聴取するとき。

イ 会議を公開することにより、公正又は円滑な意見の聴取が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和 2 年制定）の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間等

令和6年7月1日から令和7年3月31日までの間のうち、3回程度

9 庶 務

懇話会の庶務は、子ども家庭課において行う。